

令和3年（2021年）9月30日

保護者各位

札幌市子ども未来局保育推進課長

利用者負担額（保育料）のお知らせ（新型コロナウイルス感染症関連）

令和3年8月27日より、札幌市から保護者のみなさまへ家庭保育の協力依頼をしており、保育所等の利用者負担額につきましては、欠席理由を問わず登園しなかった日が日割り減額の対象としておりましたが、このたび9月30日をもって家庭保育の協力依頼を終了しましたので、**10月1日以降は登園しなかった日があっても、利用者負担額の日割り減額を行いません**のでご承知おきください。

なお、10月1日以降につきましても、札幌市からの要請により臨時休園した場合や、各ご家庭で以下の要件に該当した場合は日割り減額を行います。

<令和3年10月1日以降の利用者負担額（保育料）の取扱いについて>

各ご家庭で以下(1)～(3)に該当した場合は、日割りにより減額を行います。

- (1) お子様が感染した場合
- (2) お子様が濃厚接触者と認定された場合
- (3) お子様または同居の御家族がPCR検査等※を受ける場合

※ ここでいうPCR検査等とは、保健所の指示または診察した医師の判断で行われるものをいい、会社の指示で受けた等の場合は含まれません。

上記(1)～(3)に該当した場合は、速やかに登園先の保育所等にご連絡ください。なお、利用者負担額の日割り減額に伴う保護者様からの申請等は不要です。

その他詳細につきましては、以下ホームページをご参照ください。

【URL】

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/sinngatakorona/9631.html>

（さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等>新型コロナウイルス>新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担額（保育料）の取扱いについて）

【お問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課保育料係  
（電話：011-211-2987）